地方整備局組織規則の一部を改正する省令

地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（建政部の所掌事務） **第七条**　建政部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～五　（略） 五の二　建設工事における入札制度に関する事務のうち、関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること。 六～四十四　（略） （建設産業調整官） **第三十八条**　（略） ２　建設産業調整官は、命を受けて、建設産業に関する重要事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務（建設業適正契約推進官及び不動産業適正化推進官が整理するものを除く。）を整理する。 （計画・建設産業課の所掌事務） **第八十一条**　計画・建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六　（略） 六の二　建設工事における入札制度に関する事務のうち、関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること。 七～二十五　（略） （建設専門官） **第百三十六条**　地方整備局を通じて建設専門官千六十六人以内を置く。 ２　（略） **附　則** （建設専門官の設置期間の特例） **第十六条**　第百三十六条の建設専門官のうち十九人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。 ２　第百三十六条の建設専門官（前項に規定するものを除く。）のうち七人は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。 ３　第百三十六条の建設専門官（前二項に規定するものを除く。）のうち六人は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。 ４　第百三十六条の建設専門官（前三項に規定するものを除く。）のうち七人は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。 ５　第百三十六条の建設専門官（前四項に規定するものを除く。）のうち八人は、令和十二年三月三十一日まで置かれるものとする。 （用地官の設置期間の特例） **第十七条**　第百三十九条の用地官のうち一人は、令和十二年三月三十一日まで置かれるものとする。	（建政部の所掌事務） **第七条**　建政部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～五　（略） （新設） 六～四十四　（略） （建設産業調整官） **第三十八条**　（略） ２　建設産業調整官は、命を受けて、建設産業に関する重要事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務（不動産業適正化推進官が整理するものを除き、東北地方整備局、関東地方整備局、北陸地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局、中国地方整備局及び九州地方整備局にあっては、建設業適正契約推進官が整理するものを除く。）を整理する。 （計画・建設産業課の所掌事務） **第八十一条**　計画・建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六　（略） （新設） 七～二十五　（略） （建設専門官） **第百三十六条**　地方整備局を通じて建設専門官千七十二人以内を置く。 ２　（略） **附　則** （建設専門官の設置期間の特例） **第十六条**　第百三十六条の建設専門官のうち三十人は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。 ２　第百三十六条の建設専門官（前項に規定するものを除く。）のうち十四人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。 ３　第百三十六条の建設専門官（前二項に規定するものを除く。）のうち二人は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。 ４　第百三十六条の建設専門官（前三項に規定するものを除く。）のうち五人は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。 ５　第百三十六条の建設専門官（前四項に規定するものを除く。）のうち三人は、令和十二年三月三十一日まで置かれるものとする。 （用地官の設置期間の特例） **第十七条**　第百三十九条の用地官のうち一人は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。